資料６

サービス付き高齢者向け住宅にかかる整備の考え方について

適切なサービスの提供や事故防止等、サービスの質の確保の観点から第 7 期計画と同様に、下記の 3 要件を整備の条件としたい。

単身世帯や、夫婦のみの高齢者世帯が増加し、高齢者のニーズが介護も含めて多様化する中、地域生活の最も基本的な基盤である高齢者の住まいの確保はますます重要となっています。多様な高齢者向けの住まいが整備されて行く中、選択肢の一つである「有料老人ホーム」や「サービス付き高齢者向け住宅」は全国的には増加しています。本市においては有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅は整備されていませんが、介護保険の住宅改修の活用、市や県の住宅施策も活用しながら総合的に住まいの環境整備を図っていきます。

また、市外からアクティブシニアの移住を促進する「近江八幡市安寧のまちづくり基本計画」が平成 29 年３月に策定されました。移住後の住まいについては生活の根本をなすものであるため、安寧のまちづくり基本計画との整合も図りつつ住宅施策の展開を図ります。

サービス付き高齢者向け住宅については、入居される高齢者の生活の質を確保するため、以下の３項目を整備の条件とします。

１．住所地特例の対象施設となるよう、事業者の選択による４つの生活支援サービスのうち、１つは実施すること。（１．入浴、排泄、食事等の介護、２．食事の提供、３．調理、洗濯、掃除等の家事、４．心身の健康維持・増進に関するサービス）

２．介護保険法に基づく、定額制の介護保険サービスを提供する事業所を１以上併設、若しくはサービス提供事業所と連携すること。（配食や診療所は含まない）

３．サービス付き高齢者向け住宅の貸主または管理者は、一般財団法人高齢者住宅財団の家賃債務保証制度に関する基本約定を締結し、低所得者に配慮すること。